

現場代理人の常駐義務の緩和に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、小樽市が発注する建設工事（当初契約金額が130万円以下の工事を除く。）について、現場代理人の常駐義務の緩和を行う場合についての取扱いを定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 現場代理人は、以下のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制が確保され、必要に応じて工事現場に立ち会う等速やかな対応が取れるときには、工事現場における常駐を要しないものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(4) 工事の完工届を提出後、完工検査の待機中となっている期間（修補が必要な場合において、修補期間中を除く。）

(5) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 常駐を免除する具体的な期間については協議簿等書面において定めるものとする。

3 常駐を要しない期間において、他の工事との兼務を認めるものではないものとする。

(現場代理人の兼務を認める工事の要件)

第3条 次の各号に掲げる条件をいずれか満たす場合には、複数の工事で同一の現場代理人の配置を認めることができるものとする。

(1) 施工中の工事と密接な関係にある2以上の工事を同一の受注者が随意契約により施工する場合

(2) 次に掲げる条件を全て満たす場合

ア 兼務する工事は全て本市発注の工事であること。

イ 兼務する工事件数は2件であること。

ウ それぞれの工事の当初予定価格が1,000万円（建築一式工事では1,500万円）未満であること。

エ 発注者及び工事現場間の連絡が取れる体制を常に確保できること。

オ 兼務の対象工事である旨が示された工事であること。

カ 兼務しているいずれかの工事現場に常駐すること。

キ 一方の工事現場に偏ることなく適切に工事現場を管理すること。

(兼務の届出)

第4条 受注者は、現場代理人の兼務を希望する場合には、「現場代理人兼務届出書」（様式1）を作成し、施工担当課に提出するものとする。

2 施工担当課は、前項の「現場代理人兼務届出書」を受理した場合には、決裁後の写しを速やかに契約担当課へ送付するものとする。

(現場代理人の兼務の解除)

第5条 現場代理人が兼務する工事において、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は現場代理人の兼務を解除するものとする。

- (1) 第3条第2号の兼務において、設計変更等により1つの工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上となった場合。
 - (2) 兼務することによって現場の体制に不備が生ずると発注者が判断した場合。
 - (3) 工事現場において事故が発生した場合又は不良な工事と認められる場合。
 - (4) 予期しない事態が生じたため、兼務の継続が不相当と認められる場合。
 - (5) 兼務する工事の手続きについて、虚偽の申告があった場合。
- 2 施工担当課は、兼務の解除を行う必要がある場合は解除理由書を契約担当課に提出するものとし、契約担当課より「現場代理人の兼務解除通知書」(様式2)にて受注者に兼務の解除通知を行うものとする。
- 3 受注者は、現場代理人の兼務が解除された場合は、速やかに別の現場代理人を選任し、発注者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日以後に告示、指名通知又は見積書を徴する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月12日から施行し、平成28年6月1日以降に契約を締結した工事について適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以後に告示、指名通知又は見積書を徴する建設工事から適用する。